

# みんなでコロナを克服しよう

重点期間  
9月12日まで延長

近畿・山陽など近県においても感染が急拡大しているため、重点期間を延長します。人と人との接触を減らしコロナを乗り越えるため、引き続きご協力をお願いします。

## 人と人との接触機会を減らす行動を

- 不要不急の外出は控え、仕事ではテレワークなど在宅勤務を実施しましょう！
- その仕事、飲食会、イベントなどは、電話等でできませんか？日延べできませんか？
- 多くの人が各地から集まるイベント、同窓会などの中止、延期を検討できませんか？
- 会食は対策をしっかりとった店で普段一緒にいる人とマスク会食を！

## この夏は県外との往来を控えて

- 旅行や帰省を再検討し、「行かない」「呼ばない」「延期」の選択はできませんか？
- この夏はできるだけ県外との往来を控え、電話などで温かい心を届けましょう！
- やむを得ず往来する場合は、人混みを避ける、県外の人との会食を控える、PCR検査を受けるなどリスクを考慮した行動を！

## 基本的な感染予防対策の徹底を

- マスクの着用、こまめな手洗い・消毒、エアコン使用中も定期的に換気を！  
(周囲の人と十分距離を取って適宜マスクを外し休憩など、熱中症対策も)

# 特措法第24条第9項による協力要請

■ **区域** 鳥取県全域

■ **期間** 令和3年8月3日から**9月12日まで(期間延長)**

## ■ **要請内容**

(1) 通院、通勤、生活必需品の買い出しなど必要なものを除き、  
不要不急の外出を控えてください

※通院、通勤、生活必需品の買い出し、屋外での運動など、生活や健康維持のために必要なものは差し支えありません。

(2) 県境をまたぐ移動はできるだけ控えてください

※不要不急の帰省や旅行など、県境をまたぐ移動はできれば控えましょう。  
特に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている地域や、  
感染拡大地域との間での不要不急の往来は控えてください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様にご協力をお願いする制度です。

# 体調変化を見逃さないで！

発熱、せきなどの風邪症状はコロナ感染の重要なサイン!!

コロナ感染症は初期の治療が大変重要です  
遅くなれば命に関わるかもしれません

少しでも調子が悪ければ、かかりつけ医に連絡していただくか、受診相談センターに相談しましょう

コロナ感染を見逃さないためのお願いです



発熱等の症状が  
出たときの相談先

**受診相談センター**

☎ 0120-567-492 コロナ・至急に 毎日9:00~17:15

(ファクシミリ) 0857-50-1033

(東部地区) ☎ 0857-22-8111 上記以外の時間

(中部地区) ☎ 0858-23-3135

(西部地区) ☎ 0859-31-0029

休日を含め  
24時間対応

## 県外との往来について

全国で感染力の強い変異株が猛威を振るい、ほとんどの都道府県が感染流行嚴重警戒地域となっており、県外との往来による感染が県内で頻発しています。

○帰省や旅行、仕事や建設工事、研修も含め、県境を越えた移動は、原則控えてください。(山陰両県、兵庫県香美町・新温泉町を除く)

○やむを得ず、往来する場合は嚴重な感染予防対策を必ず行ってください。

- ・会食など飛沫感染のリスクが高い機会を避ける
- ・繁華街や人混みを避ける等、密閉、密集、密接全てを徹底的に回避 など



# 家庭内における感染対策の徹底

家庭内感染が増加するなど親しい間柄の油断・気の緩みをウイルスが狙っています。今一度、家庭内での感染対策の徹底をお願いします。

## 家庭内にウイルスを持ち込まない

○家に帰ったら「**まずは手洗い**」



## 家族間で感染しない

○「**親しき仲にもマスクあり**」

十分な距離が取れない時は家庭内でもマスクを着けましょう



○こまめな**換気の徹底**を

窓とドアなど2カ所を開けて1時間に10分程度、扇風機も活用しながらこまめに換気を

○よく手の触れる場所や共用部分の**こまめな消毒**(ドアノブ・手すり・スイッチ等)

共用部分は薄めた漂白剤で拭いた後に水拭きするかアルコール消毒を

○歯磨き時は飛沫が飛びやすいので十分に注意を

歯磨きをしている人と距離を取る、換気のいい場所で行う、歯磨粉などを共用しない

○顔や体に触れる**タオルは個別で使用する**



## 家族に体調不良者がいる場合

○トイレ、バスルームなど**共用スペースの利用は最小限**にしましょう

○換気しやすい部屋とし、**他の家族と部屋を分けましょう**(食事も家族と別の部屋で行いましょう)

## 人権配慮に係る県民へのメッセージ

**感染者や関係先に対する、心ない言動や誹謗中傷、詮索などの行為は、絶対にしないようにしましょう。**

感染者自身のほか、関係先や立ち寄り先などに対する誹謗中傷や、不確かな情報を基にした情報の発信・拡散や詮索などの不当な行為は、人権を侵害する行為です。このような行為は絶対に行わず、地域全体で感染者等を温かく包み込むように支えましょう。

**本県では、インターネットによる誹謗中傷等のサーベイランスを行っています。**

確認された誹謗中傷等の画像や文章は、保存し、被害者の訴訟時の証拠として本人の求めに応じて提供します。また、県と弁護士会、県警、法務局の4者連携による「新型コロナ関連誹謗中傷等に関する相談支援連絡会」で事例発生時等に支援を行います。

**ワクチン接種をしていない方に対する、差別的行為は絶対にしないようにしましょう。**

ワクチン接種をしていない方への差別的行為も人権を侵害する行為です。ワクチン接種は本人の意思に基づくものであり、病気など様々な理由でワクチン接種をできない方もいらっしゃいます。接種の強制はしないようにしましょう。



Citrus Ribbon  
PROJECT

私たちはウイルスと闘っています。皆が思いやりの気持ちを持ち、お互い「ただいま」「おかえり」と笑顔で言い合える人の輪を「地域」「家庭」「職場・学校」に広げていきましょう。